

仁淀川町高齢者生活福祉センター「なごみの里」指定管理者募集要綱

仁淀川町公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例施行規則第 2 条の規定により、下記のとおり仁淀川町高齢者生活福祉センター「なごみの里」の指定管理者を募集する。

1. 施設の概要(所在地、構造、面積等)

(1)公募の名称：仁淀川町高齢者生活福祉センター「なごみの里」

① 所在地：仁淀川町森4300番地

② 建物構造：木造(平屋建)

③ 管理対象面積：564.57㎡

④ 施設内容

- ①生活援助員室、②相談室、③便所、④浴室、⑤脱衣室、⑥洗濯室、⑦宿直室、
- ⑧集会室、⑨倉庫、⑩居室(12室)、⑪調理実習室、⑫交流室、⑬多目的トイレ、
- ⑭その他当該敷地内にある管理運営に必要な設備

2. 管理業務の範囲及び基準等

仁淀川町高齢者生活福祉センター「なごみの里」指定管理仕様書による

3. 申込資格

(1)介護保険法(平成9年法律第123号)第70条及び第115条の2の規定に基づく指定居宅サービス事業者・指定介護予防サービス事業者による(介護予防)通所介護の指定が得られるもの。

(2)団体・企業であり、仁淀川町内に事務所若しくは事業所を有すること。

(3)団体・企業又はその代表者(イにあっては役員を含み、キにあっては、役員及び使用人を含む。)が次の事項に該当しないこと。

ア. 法律行為を行う能力を有しない者

イ. 破産者で復権を得ない者

ウ. 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により、本町における一般競争入札等の参加を制限されている者

エ. 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

オ. 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条(同条を準用する場合を含む。)又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者

カ. 国税及び地方税を滞納している者

キ. 仁淀川町暴力団排除条例(平成23年仁淀川町条例第3号)第2条第1号に掲げる暴力団又は同条例第2条第2号に掲げる暴力団員である者

4. 募集の期間及び受付時間等

(1)募集の期間

令和7年10月3日(金)から令和7年10月30日(木)まで

(2)受付時間

午前8時30分から午後5時まで

(平日の正午から午後1時、土、日、祝日を除く。)

(3)申込書類の提出方法

持参、又は郵送(書留郵便、又は配達証明に限る。)、もしくは宅配便(手渡ししたことが証明されたものに限る。)

5. 申込書類

(1)申請書【別記様式第1号】(正本1部)

(2)申請資格を有していることを証する書類(正本1部)

ア. 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本

イ. 非法人にあつては、団体の代表者の身分証明書

ウ. 定款、寄附行為、規約その他これらに相当する書類

エ. 国税及び地方税の納税証明書(募集要綱の配布開始日以降に交付されたもの。)

又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書

(3)仁淀川町高齢者生活福祉センター「なごみの里」関係書類(各正本1部 副本4部)

ア. 事業計画書【別記様式第2号】

イ. 管理運営にかかる収支計画書(令和7年度分)

ウ. 誓約書【別記様式第3号】

(4)当該団体の経営状況を証明する書類(正本1部、副本4部)

ア. 前事業年度の収支(損益)計算書又はこれらに相当する書類(既に財産的取引活動をしている団体のみ。)

イ. 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類(作成している団体のみ。)

ウ. 現事業年度の収支予算書及び事業計画書(既に財産的取引活動をしている団体のみ。)

エ. 団体の事業報告書を作成している場合は、当該報告書

オ. 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類

(5)当該団体の実績書類等【過去において実施した本事業の参考となるもの】

(A4片面印刷2枚まで。正本1部、副本4部)

(6)暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書【別記様式第4号】

(7)その他町長が必要と認める書類

6. 申請に要する経費

申請に要する経費等はすべて申請者の負担とし、提出された書類は返却しません。

7. 指定期間

令和8年4月1日(水)から令和9年3月31日(水)までとする。

ただし、管理を継続することが適当でないと町長が認めたときは、指定を取り消すことがある。

8. 指定管理者の候補者の選定方法

提出された事業計画書等の申込書類と申請者のプレゼンテーションの内容を審査する仁淀川町公の施設指定管理者選定審議会(以下「選定審議会」という。)を経て町長が指定管理者の候補者を選定します。

選定についての不服、異議の申し立ては認めません。

なお、1申請者の場合でも前述のとおり取り扱います。

9. プレゼンテーション

(1)事前に提出された事業計画書等の書類に基づき行い、原則資料の追加は認めません。

(2)ビデオ撮影、録音等を行う場合があります。

(3)機材が必要な場合は参加者が持参してください。(プロジェクター及びスクリーンについては町側で準備します。)

(4)予定時間及び場所(日時については決定次第、参加者に別途通知します。)

ア 予定時間：25分以内(プレゼンテーション15分以内、質疑10分以内)

イ 予定場所：仁淀川町役場3階会議室

ウ プレゼンテーションは、原則として受付順に実施する予定です。

10. 質疑と回答

「3. 申込資格」に掲げる基準を満たし、かつ、申請の意思のあることを申し出たもの(以下「申請予定者」という。)からの質疑を受け付けます。質疑は、令和7年10月16日(木)正午までに【別記様式第5号】により電子メール(niyodo@town.niyodogawa.lg.jp)で受け付けます。メール発信後は電話により着信を確認してください。

なお、電話又は口頭による問い合わせには一切回答しません。

11. 日程

令和7年10月 3日(金曜日) 募集開始

令和7年10月16日(木曜日) 質疑締切

令和7年10月30日(木曜日) 申込書類の提出締切

令和7年11月18日(火曜日) 選定審議会(プレゼンテーション)

12. 指定管理者の決定及び施設指定管理料

- (1)指定管理者は、令和7年12月仁淀川町定例議会の議決を経て決定(指定)する。
- (2)議決後に町と指定管理者との間で協定を締結し、この協定で施設指定管理料を定める。

13. その他

- (1)指定管理者は、「仁淀川町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年仁淀川町条例第57号)」「仁淀川町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則(平成17年仁淀川町規則第43号)」「仁淀川町高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例(平成17年仁淀川町条例第105号)」を遵守すること。
- (2)資格選定にあたり、申請者に対して日時を指定してヒアリング及び新たな書類の提出を求める場合があります。
- (3)申込書類は返却することはできません。
- (4)申込書類は必要に応じ複写(本業務に関わる使用に限ります。)します。
- (5)申込書類及び選定結果については、公表する場合があります。

14. 問い合わせ、申込書類の提出先

仁淀川町役場 仁淀総合支所 仁淀地域課 福祉係
〒781-1801 高知県吾川郡仁淀川町森2552番地1
TEL 0889-32-1132
FAX 0889-32-1100
E-mail niyodo@town.niyodogawa.lg.jp

別記様式第1号(第3条関係)

年 月 日

仁淀川町長 様

団 体 名

代表者名

仁淀川町高齢者生活福祉センター「なごみの里」施設に係る指定管理者の指定の申請書

仁淀川町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条に規定する指定管理者の指定を受けたいので、仁淀川町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則の規定により関係書類を添えて申請します。

関係書類

- 1 申請資格を有していることを証する書類
- 2 管理を行う公の施設の事業計画書
- 3 管理に係る収支計画書
- 4 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書